(仮)第3次みうら男女共同参画プラン (素案)

2021(令和3)年3月三浦市

I	計画の基	本的考え方	
	1	改定の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	? 計画の性格	1
	3	3 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	- 計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Π	現状と課題	BE THE REPORT OF THE PROPERTY	
	1	三浦市の人口動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	! 市民アンケート・地域の声 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3	3 行政周辺課題の現状の積み残し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	4	- 国際情勢・法律・社会変化→外因的要因・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ш	計画の内	<mark>容</mark>	
	1	基本目標	13
	2	2 基本理念 ·····	13
	3	3 重点目標と施策の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	4	- 数值目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
IV	体系図		15
V	具体的な		
	重点	(目標1 あらゆる分野における男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	方	施策の基本方向1 政策·方針決定過程における女性の参画 ······	17
	方	施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	方	施策の基本方向3 家庭·地域活動への男性の参画 ·····	20
	重点	i目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	21
	於	施策の基本方向1 職業生活における活躍支援	21
	挤	短策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造	23

重点目標3 男女共同]参画の面から見た健やかで安心なくらし ・・・・・・・・	24
施策の基本方向1	あらゆる暴力の根絶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
施策の基本方向2	困難を抱えた女性等に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・	26
施策の基本方向3	生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援・・・	28
重点目標4 男女共同]参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備 ・・・・	30
施策の基本方向1	固定的性別役割分担意識等解消のための意識改革	30
施策の基本方向2	子ども・若者に向けた意識啓発 ・・・・・・・・・・・・・・	32
施策の基本方向3	育児・介護等の基盤整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
重点目標5 推進体制	lの整備・強化 ······	34
施策の基本方向1	多様な主体との協働 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
施策の基本方向2	男女別統計の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
施策の基本方向3	進行管理 ·····	34

Ⅰ 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨と背景(仮)

三浦市では、平成 12 年3月に「みうら男女共同参画プラン」を、平成 23 年3月に「みうら男女共同参画プラン(改訂版)」を策定しました。この度、「みうら男女共同参画プラン(改訂版)」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、「第3次みうら男女共同参画プラン」を策定しました。

「みうら男女共同参画プラン(改訂版)」の改訂から現在に至るまで、東日本大震災をはじめとした多くの自然災害や、女性活躍推進法の成立、DV(ドメスティックバイオレンス)・ストーカー被害等の増加等様々な社会情勢の変化がありました。更に令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大によって、雇用環境の悪化やステイホームによる DV の増加・深刻化の懸念、また自殺率の増加(特に女性や若年層の増加が見られたと言われています。)等多くの問題が起きています。一方、テレワーク(場所や時間にとらわれない柔軟な働き方)等新たな生活様式は、働き方・暮らし方に新しい可能性ももたらしています。

今回プランの改訂にあたり、あらためて市民アンケートや庁内調査を行いました。その結果、男女の地位を「全体的に見て」という設問に対し、「男性優位」の回答割合が約 60%となり、10 年前の約50%を上回ったことや、市民における男女共同参画プランの認知度の低さ、市役所職員においても施策を実施する上での男女共同参画の認識の低さが露呈されました。これは、プランそのものが形骸化している現状と言えます。

こうした背景を踏まえ、法や国・県の計画に沿いつつも、市民や職員にプランの内容が浸透することを第一にプランを改定し、性差を問わず誰もが尊重し合い、一人一人が幸せを感じることができる男女 共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

2 計画の性格

本プランを改定するにあたり、国等の施策との関連性は以下のとおりです。

- (1)本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」を勘案して定められた、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2)本プランの一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3)本プランの一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4)本プランは、三浦市の上位計画である「第4次三浦市総合計画(平成 29 年版)三浦みらい創生 プラン」を補完する個別計画であり総合計画との整合性を図り策定するものであるとともに、本市の 男女共同参画社会の実現を市民、各団体、各事業者及び行政が一体となって目指すためのプラン です。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

このプランでは、数値目標や主要施策の進捗状況等について、三浦市男女共同参画社会形成推進会議及び三浦市男女共同参画懇談会から評価・意見をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。また、市民の男女共同参画に関する意識を把握するため、数値目標に掲げている項目を含めた市民アンケートを次期プラン改定作業に併せ、令和7年度に実施します。

基本目標 > ひとりひとりがおたがいに尊重し合い幸せに暮らせる社会

人生のさまざまなシーンで、市民一人一人が性別にかかわらず多様性を認め、自らの意志で行動できるようお互いを尊重し合い、助けあい、支えあい、喜びを分かちあい、幸せに暮らしていける社会を目指します。

びゃあ、現在はまだ性別による 暮らしにくさが あるってことだよね? その暮らしにくさってなんだろう??

では、どんなプランがいいか現状と課題を確認してみよう!!

Ⅱ 現状と課題

本プランでは、国県の基本計画に掲げる基本的な取り組み方針を踏襲した骨格を中心に据えて、解決すべき議題を「現状と課題」として浮き彫りにすることを試みました。その対象を「地域の声」・「現状の積み残し」・「国際情勢・法律・社会変化」とし以下に記述する通り、解決すべき課題としていくこととしました。

1 三浦市の人口動向

三浦市の人口は、減少傾向が続いており、令和2年4月1日現在、42,036 人となっています。男女比では、女性が男性を上回っています【図表1】。

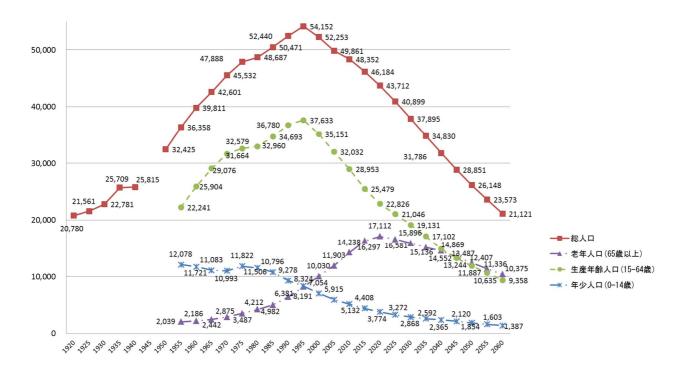
また、三浦市の人口は、平成6年をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくことが見込まれています。年齢3区分別人口割合は、0~14歳人口(年少人口)及び 15~64歳人口(生産年齢人口)は減少傾向にありますが、65歳以上人口(老年人口)は増加しており、総人口の減少と高齢化が加速しています【図表2】。超高齢社会が到来する中、人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与える恐れがあります。

三浦市の人口(男女別) 50,000 48,131 46,651 45,988 45,298 44,958 44,132 43,469 42,840 42,036 47.405 45,000 40,000 24,908 24,592 35,000 24,183 23,877 23,508 23,318 22,930 22,606 22,257 21,873 30,000 25,000 20,000 15,000 20.583 10,000 5,000 0 H27.4.1 H28.4.1 H23.4.1 H24.4.1 H25.4.1 H26.4.1 H29.4.1 H30.4.1 H31.4.1 ☑男 Ⅲ女

【図表1 三浦市の男女別人口の推移】

資料:三浦市統計情報課資料

【図表2 三浦市の総人口及び年齢別(3区分)人口の推移と推計】



資料:三浦市人口ビジョン 三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 市民アンケート・地域の声

(1)調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識を把握し、男女共同参画社会の実現に向け課題を抽出し、 男女共同参画行政施策のための参考資料と次期「第3次みうら男女共同参画プラン」の策定基礎 資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

(2)調査の実施方法

調査地域 市内全域

調査対象 市内在住の満 20 歳以上 60 歳未満の各世代男女 200 人ずつ及び満 60 歳以上 の男女 200 人、計 1.000 人

抽出方法 無作為抽出

調査方法 郵送による調査(郵送配布・郵送回収)

調査期間 令和元年 10 月 29 日~11 月 29 日

回収率 30.9%

(3)調査結果

調査の結果、この現行プランの存在自体が市民の皆様に浸透していないことが分かりました。性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭)という考えを尋ねた設問について、前回はそうは思わないという回答が 47%だったところ、79%が反対という回答でした。一方、前回のプラン改定時に実施したアンケートにおいて、男女の地位を全体的に見て尋ねた設問について男性優位の回答が55%だったところ 64%と割合が上がっていることが分かりました。男女共同参画の言葉や意識は浸透してきていますが、実態は後退していることが分かりました。

- ア 「男女共同参画(社会)」という言葉を知っていますか。 知っている 58% 知らない 42%
- イ「みうら男女共同参画プラン」の認知度 知っている 7% 知らない 93%

ウ 各分野における男女の地位・立場について

	男性優位 1	平 等 2	女性優位 3	わからない 4
1 家庭で	36%	44%	16%	4%
2 職場で	51%	35%	6%	8%
3 学校で	14%	49%	4%	33%
4 地域で	37%	33%	6%	24%
5 町内会・自治会活動で	36%	30%	7%	26%
6 社会通念、風潮で	66%	20%	4%	10%
7 法律制度上で	47%	30%	7%	16%
8 全体的にみて	64%	20%	3%	14%

エ 性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭)という考え 賛成 21% 反対 79%

オ 女性の働き方についての考え

1	ずっと働く(勤務条件等を変えない)※	13%
2	ずっと働く(結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす)※	33%
3	結婚までは働き、結婚を機に仕事を辞める	6%
4	子どもができるまで働き、出産を機に仕事を辞める	7%
5	子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く	37%
6	ずっと職業を持たず、家事に専念する	2%
7	その他	3%

3 行政周辺課題の現状の積み残し

(1)現行プランの実施事業取組状況調査

ア 調査の目的

現行の「みうら男女共同参画プラン(改訂版)」の取り組み状況を把握し、次期計画への反映等を検討していくため、実施計画に基づく関連事業の平成30年度の取組み状況について調査を実施しました。

イ 調査の実施方法

調査対象 現行プラン実施計画事業対象課:29 課

(実施計画数:67(対象事業数:157))

調査方法 庁内グループウェアにて調査票提出

調査期間 令和元年8月6日~8月23日

ウ 調査結果

- ・対象事業 157 件中、「実施していない」もしくは「対象事業が無い」と回答した事業は 70 件
- ・次期計画への掲載への意見については、実施計画に複数の対象事業が関連する場合において、回答が複数に渡った場合は「修正」として集計
 - → 継続して掲載:26件、修正して掲載:34件、削除:4件、回答無し:3件

エ 調査結果より

全67 実施計画に関して、各施策を実施する各担当課の考えは概ね現実施計画を次期計画へ 継続させても良いのではという意向であることが分かりました。また、対象 157 事業の 44%にあた る 70 事業が実施されていない状況でした。各担当が事業を企画立案する過程で「男女共同参 画プラン」の目的達成意識を持って取り組ませる具体的な記述や、他の事業・施策との関係の整 理が課題として認識されました。

(2)第3次みうら男女共同参画プランの策定に係る施策調査

ア 調査の目的

第3次みうら男女共同参画プランについて、神奈川県が策定した「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」の骨格をベースに策定するにあたり、各課の担当する事業のうち男女共同参画社会推進に資する事業等を把握するため、調査を実施しました。

イ 調査の実施方法

調査対象 全課

調査方法 庁内グループウェアにて調査票提出

調査期間 令和2年6月1日~6月30日

ウ 調査結果より

既存の施策はほとんど無く、男女共同参画社会実現の目的達成意識を持って新たに施策を立 案実行する方向性が無い状況でした。男女共同参画について、当事者意識をもって課題を解決 するための施策立案能力を有する職員の育成が課題として認識されました。

4 国際情勢·法律·社会変化→外因的要因

(1)国際情勢の動き

平成 27 年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」は国際社会全体の開発目標であり、令和 12 年を期限とする 17 の目標が設定されました。この 17 の目標のうち「目標5 ジェンダー(社会的・文化的につくられる性別)の平等を実現しよう」は、世界人口の半数を占める女性と女児がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、多くの国や途上国が抱える経済成長、貧困や教育といった様々な課題を解決することがきるため、重要な目標とされています。この目標5では、ターゲットの中にも「女性」という言葉が多いですが、世界が抱えているジェンダー課題は「女性」であるとか「男性」であるといった身体的な性

別の差別に関するものだけではありません。「女性」の問題だけではないジェンダー平等については、LGBTQ(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニングの英語の頭文字からとった性的多様性の総称)も含めた多様性の視点も重要となります。

一方、毎年、世界経済フォーラムが発表する、社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ 指数 2020」において、日本の順位は、153 カ国中 121 位と過去最低の水準となりました。その中身 を見ると、依然、政治(153 カ国中 144 位)や経済(同 115 位)の分野における順位の低さが目立 っており、国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。

(2)国・県等の動き

国においては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、社会のあらゆる分野において施策や法整備が行われてきました。

ア 政治分野における男女共同参画の推進

日本では、海外に比べて議会に参加する女性が際立って少ない状況です。しかし、政治における方針決定過程において、女性の意志が広く公平に反映されていくことは、多様な国民の声を政治に反映させる上で、とても重要となります。そのため、平成30年に国や地方議会の選挙において、候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

イ 女性の活躍推進

平成27年に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、常時雇用する労働者が301人以上の事業所においては、女性の活躍の推進に関する行動計画の策定等が義務付けられました。さらに、平成31年の改正により常時雇用する労働者数が101人以上の企業まで、一般事業主行動計画の策定等の義務化が拡大されました。

また、首相と全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」では、毎年「女性活躍加速のための重点方針」を決定しており、令和2年の方針では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応として、雇用調整助成金の拡充やひとり親家庭への支援、テレワーク等の多様な働き方の推進、また DV の増加・深刻化が懸念されることから相談体制の強化等の対策を講じるとしています。

ウ 配偶者に対する暴力の根絶

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」が施行され、配偶者からの暴力に係る相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

さらに令和元年には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の保護が適切に行われるように、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を明確化するとともに、その保護の対象である「被害者」にその同伴する家族も含まれることが明確化されました。

エ 災害時における女性の視点

近年、東日本大震災をはじめとする多くの自然災害等が発生する中、これまでの災害対応にお

いては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等が配慮されないといった課題が生じていました。こうした観点から、令和2年に、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する施策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等が定められているところを踏まえ、地方公共団体の男女共同参画部局及び防災・危機管理担当部局がより密接に連携し、これらの取組みを進めることができるよう、「災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン」が策定されました。

才【国】「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月閣議決定)

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定される法定の計画です。令和2年現在、「第5次男女共同参画基本計画」の策定が進められ、12 月に閣議決定されました。その中で、基本的な方針として目指すべき社会が次のとおり示されています。

- ① 男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会

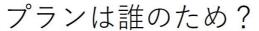
カ【県】「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)(平成30年3月)

男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく法定の計画です。国の男女共同参画基本計画を勘案し、神奈川県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。基本目標を、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわりなく、共に生き、共に参画し、活躍できる社会を目指し、「ともに生きる社会、共に参画する社会へ」とし、基本理念が次のとおり示されています。

- ①人権の尊重
- ②あらゆる分野への参画
- ③ワークライクバランスの実現
- ④固定的性別役割分担意識の解消

じゃあ課題を解決するためには? 市民ひとりひとりが意識を変えて行動しなく ては変わらないよ

だからプランがいるんだ!





誰が読んで行動するのか?





プランは誰のため?

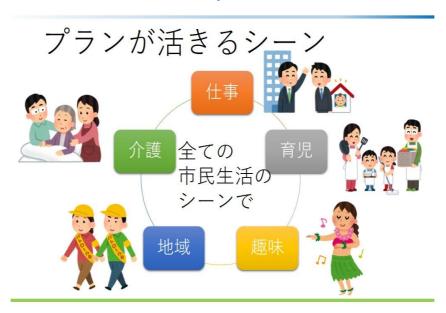


誰が読んで行動するのか?



全市民ひとりひとり





プランを読んで市民は どうする?■

自分の中で腑に落とす。 (自分ゴト化する)

意識を変えて行動する。



プランが目指すことは?

知ってもらう 課題の共有 自分ゴト化 してもらう 考えてもらう

行動して もらう 実践する 確認する 検証する 評価する

課題を自分ゴト化し行動するサイクルを定着させる!



わかってきたこと

三浦市民はアンケートからプランのことをよく知らない。

プランを知らない 進む先がわからない!

行動に移したり意識を変えていく機会を逸している

わかってきたこと

三浦職員は施策調査からプランのことを意識していない。

市民に進む先を導けない

行動に移したり意識を変えてい く職員を育てなくては!



市民や職員がプランを知って 行動に移すためには?

=

なぜ、男女共同参画プランが 必要なのかをわかりやすく 伝えることが大事だ。



なぜ、男女共同参画にプラン が必要なのか?

それは

「性別による暮らしにくさを 改善していくため」

Ⅲ計画の内容

1 基本目標

ひとりひとりが おたがいに尊重し合い 幸せに暮らせる社会

人生のさまざまなシーンで、市民一人一人が性別にかかわらず多様性を認め、自らの意志で行動できるよう、お互いを尊重し合い、助けあい、支えあい、喜びを分かちあい、幸せに暮らしていける社会を目指します。

この基本目標を達成するため、国と県のプランを勘案し4つの基本理念と5つの重点目標を以下の通り掲げます。

2 基本理念

三浦市は、次の4つの基本理念に基づき、神奈川県、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

(1)人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

(2)あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意志決定過程に共同して参画できるようにすること

(3)ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

(4)固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働等により、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針 決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困等の各種課題を踏まえるととも に、女性活躍推進法、国の「男女共同参画基本計画」、神奈川県の「かながわ男女共同参画推進プラン」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標1:あらゆる分野における男女共同参画

重点目標2:職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3:男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標4:男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5:推進体制の整備・強化

4 このプランで達成を目指す数値目標

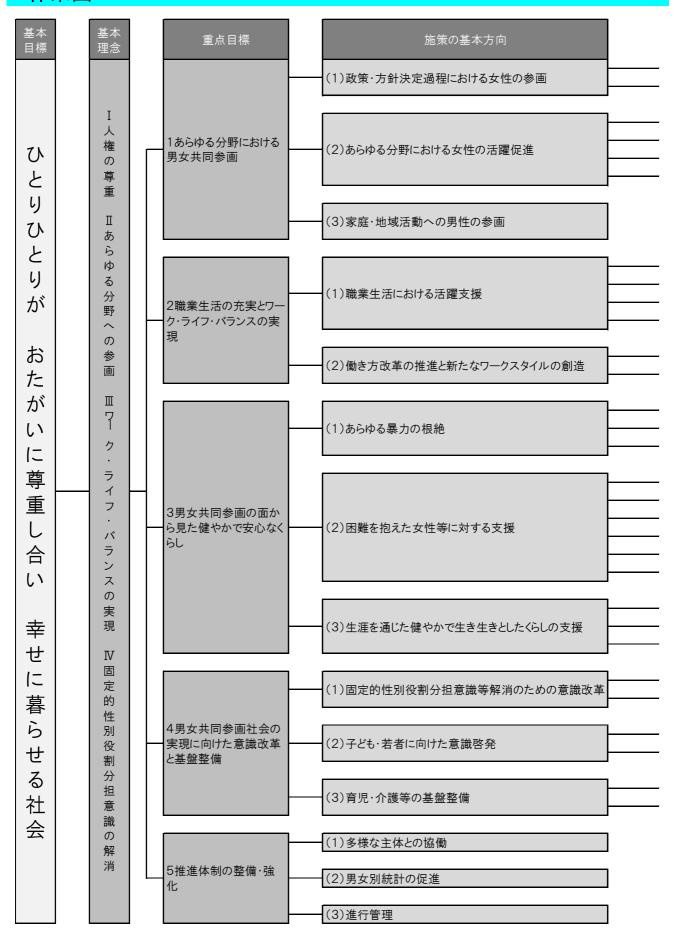
指標		重点目標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
市民のプラ	男女共同参画という	重点目標4	58%	100%
ン認知度	言葉の認知※			
	男女共同参画プラン	重点目標4	7%	80%
	の認知※			
組織	三浦市役所が掲げ	重点目標1		100%
	た特定事業主行動	重点目標2		
	計画達成率			
	審議会等への女性	重点目標1	27.5%	30%以上
	の参加率			
	男女共同参画推進	重点目標4		実施
	宣言			
職員研修	リーダー研修	重点目標4		全三浦市役所管理職
	(職場環境改善)			
	職員への基礎研修	重点目標4		全三浦市役所職員
	男女共同政策立案	重点目標4		全三浦市役所部課受
	研修			講
	一マ授業の実施	重点目標4		全生徒受講
パートナーシュ	ップ宣誓制度の実施	重点目標3	令和3年1月より実施	宣誓された方への行
				政サービスの増加
_	多様な働き方普及の	重点目標2		広報紙等で啓発年2
啓発				回以上
	画の視点からの避難	重点目標1		全避難所
所の開設·運 				全避難所運営委員会
/m -t				への女性の参画
	利用待機児童数(翌年 、	重点目標2	0人	O人の維持
度の4月1日	•	重点目標4	50.1	
	呆留児童数(翌年度の	重点目標2	50 人	0人
4月1日)		重点目標4		0.1.0/44+
	クラブの利用待機児童	重点目標2	0人	0人の維持
数(翌年度の		重点目標4	4 C O / / /= n+ == +1 =/-	000/
	望する女性が「ずつと働	重点目標2	46%(短時間勤務等	80%
きたい」と回答		<u> </u>	含む。)	1000/
	相談できる機関を知っ	重点目標3		100%
「(いる」と回答	答する人の割合			

^{・「}三浦市役所が掲げた特定事業主行動計画」とは、女性活躍推進法第15条に基づき、三浦市役所 等を事業所として定めた特定事業主行動計画を指します。

^{・「}パートナーシップ宣誓制度」とは、パートナー関係にある二人がその自由な意志によりパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを市が公に証明し、宣誓証明書を発行する制度です。

[※]男女共同参画に関する市民アンケート(令和元年 11 月実施)数値

Ⅳ体系図



	主要施策
(①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
	②民間における政策・方針決定過程への女性の参画
_	
<u> </u>	①女性の活躍の推進
<u> </u>	②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
<u> </u>	③農業や商工業分野における女性の参画支援
	④防災分野への女性の参画支援
_	
	①女性の就業支援
	②育児等の基盤整備【再掲】※1
-	③介護の基盤整備【再掲】※2
(④働きやすい環境の整備
г	
-	①長時間労働の是正と多様な働き方の促進
<u> </u>	②両立支援のための取組み促進
Б	
	①配偶者等からの暴力防止
	②配偶者等からの暴力被害者への支援
(③犯罪被害者等に対する支援
Б	
	①ひとり親家庭等に対する支援
	②高齢女性に対する支援
	③障がいのある女性に対する支援
	④外国人女性に対する支援 ◎ルズBのおなのもからないた。
	⑤生活困窮者等の自立に向けた支援
	⑥性的多様性(LGBTQ等)に対する支援
	①健康/対ナス士恒
_	①健康に対する支援 ②白処分等の状態
	②自殺対策の推進 ③市民が生涯にわたり輝き続けることができる仕組み
	3 印氏が生涯にわたが輝き続けることができる仕組み
	①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
	① 男女共同参画社会の美塚に同けた意識の醸成 ②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
L	シカメ六PDが凹い生所で体めるにめい用刊以来 促伏
(①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
	②学校現場における基盤整備
	❷丁以外/2017♥全無正開
Ľ	
_	①育児等の基盤整備

※1及び※2は、最も施策の関連が深い柱として「重点目標4-施策の基本方向(3)-主要施策①及び②」に本掲として位置付けているため、本欄を再掲としています。

Ⅴ具体的な取組み

重点目標1:あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画を目指します。

<令和7年度までの数値目標>

- 「三浦市役所が掲げた特定事業主行動計画」達成率 • 100%
- ・審議会等への女性の参加率・・・30%以上
- 男女共同参画の視点からの避難所の開設・運営
 - • 全避難所、全避難所運営委員会への女性の参画

●施策の基本方向1:政策・方針決定過程における女性の参画

世界経済フォーラムが令和2年に発表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は 153 カ国中 121 位と、過去最低の水準となりましたが、特に「政治家、企業幹部に女性が少ないこと」が順位の低い大きな要因となっています。

政治や経済における方針決定過程において、女性の意志が広く公平に反映されていくよう、管理職を目指す女性の人材育成や、市が条例等で設置する審議会等における女性の登用を推進します。

■主要施策

①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画

男女の意見が公平に政策・方針決定過程に反映されるよう、働きかけを行うほか、女性の政策立案 能力の向上を図るセミナー等について情報提供を行います。

事業	担当課
審議会等への積極的な女性の参加促進	市民協働課
神奈川県等が実施するセミナー等の周知	市民協働課
「三浦市役所が掲げた特定事業主行動計画」に基づく市職員の女性	人事課
の職域拡大及び登用促進等	
選挙啓発活動における教育分野での男女共同参画推進の啓発	選挙管理委員会

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

管理職を目指す女性を対象として、マネジメント能力の向上を支援するセミナーや、様々な分野で能力を発揮している女性のロールモデル(役割を担うモデル、模範、手本)について、情報提供を行います。

事業	担当課
神奈川県等が実施するセミナー等の周知	市民協働課
	観光商工課

●施策の基本方向2:あらゆる分野における女性の活躍促進

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年、大きく期待されています。

女性従事者が多くいるにもかかわらず経営等への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害の 教訓から、女性の参画が強く期待されている防災分野、国際的に活躍できる人材育成等、あらゆる分 野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的機運を醸成します。

■主要施策

①女性の活躍の推進

神奈川県では、県内の企業等から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、「神奈川なでしこブランド」として審査・認定する事業を実施しており、三浦市においても認定されている起業家がいます。

現在、三浦市においては三浦市で生まれ育った一次産業分野の方から移住されてきたアーティストの方まで幅広い職種の女性の活躍が増えてきており、その活動を支援します。

②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援

女子中学生、女子高校生の理系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)者が希望 通り進路を選択できるように環境を整備します。

③農業や商工業分野における女性の参画支援

市内の農業従事者の約半数を占める女性の力を発揮して、農業経営を改善・発展させるため、女性の新規就農及び経営参画を促進するとともに、商工業に携わる女性の活躍を支援します。

事業	担当課
女性農業者のためのステップアップ支援セミナーの実施	農産課
農業委員及び農業協同組合の役員等への登用促進	農産課
	農業委員会
商工会議所等が行う女性を含めた就業環境整備に対する支援等	観光商工課
神奈川県等が実施するセミナー等の周知	観光商工課

④防災分野への女性の参画支援

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画促進を行います。

事業	担当課
女性消防団員の加入促進	防災課
自主防災組織への女性の参画推進	防災課
避難所運営委員会への女性の参画推進	防災課

●施策の基本方向3:家庭・地域活動への男性の参画

市民アンケートでは、家事、育児、親の介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。この背景としては、長時間労働等で男性が家庭生活にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭責任に対する職場の理解の低さ、男女ともに深く根ざした「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。

仕事と家庭のバランスの取れた役割分担ができ、責任を分かち合える社会を目指して、家事・育児、 地域活動へ男女ともに参画できる環境を整備します。

■主要施策

若年層のうちから、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、各種啓発・セミナー、ウェブサイトでの情報提供を通じ、男性の家事・子育て等への積極的な参画を促進します。また、小中学校での総合的な活動の時間や中学生の公民・家庭科等の授業においても学習に取り入れています。

事業	担当課
男性向けセミナー等の実施	市民協働課
神奈川県等が実施するセミナーの周知	市民協働課
広報紙による啓発	市民協働課
イクボス(職場で共に働く部下・スタッフの仕事と生活の両立を考え、	市民協働課
部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつ	人事課
つ、自らも仕事と私生活を楽しむことできる上司)の取組み推進	観光商工課
父親も参加する子育て教室の開催	子ども課
男性も参加しやすい料理教室の開催	南下浦市民センター
	初声市民センター

重点目標2:職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

働きたいと考える女性の職業生活における活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を目指します。

く令和7年度までの数値目標>

- 「三浦市役所が掲げた特定事業主行動計画」達成率・・・100%
- ・テレワーク等多様な働き方普及の啓発・・・広報紙等で啓発年2回以上
- 働くことを希望する女性が「ずっと働きたい」と回答する割合・・・80%
- 保育所等の利用待機児童数・・・〇人の維持
- 保育所等の保留児童数・・・O人
- 放課後児童クラブの利用待機児童数・・・〇人の維持

●施策の基本方向1:職業生活における活躍支援

近年、出産後に育児休業を取得して就業継続する女性は徐々に増加していますが、未だに働き続けている女性の約半数は、第1子の出産を機に離職しています。様々なライフステージに応じた女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立支援やキャリアカウンセリング、職業訓練等の機会を得るようを関係機関と連携し周知するほか、働きたい女性が「仕事か子育てか」といった二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、育児・介護の基盤整備や、女性が働きやすい環境の整備を関係機関に働きかけを行います。

■主要施策

①女性の就業支援

子どもを産み育てながら働き続けたい女性をはじめ、就職・再就職や潜在的専門職の離職者の復帰支援を希望する女性に対し、相談や講座等の情報を提供します。

事業	担当課
神奈川県等が実施する相談業務等の周知	市民協働課
	観光商工課
潜在看護師への啓発・採用	市立病院
神奈川県が実施する保育士登録制度の周知	子ども課

②育児等の基盤整備【重点目標4(3)①再掲】

③介護の基盤整備【重点目標4(3)②再掲】

④働きやすい環境の整備

職場における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、関係機関に働きかけを行います。

事業	担当課
セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラ	市民協働課
スメント(育児休暇や時短勤務を希望する男性社員に対する嫌がら	人事課
せ行為)防止に向けた啓発	観光商工課
	学校教育課

●施策の基本方向2:働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にするとともに、女性の就業継続や、男性の家庭への参画を阻む原因ともなっています。女性が生き生きと活躍でき、また、男性にとっても働きやすく、暮らしやすい、男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、テレワークをはじめとした新たなワークスタイルの定着を目指します。

■主要施策

①長時間労働の是正と多様な働き方の促進

長時間労働を是正し、多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境の整備を図ります。また、テレワークの導入促進等、新たなワークスタイルが定着するよう関係機関に働きかけを行います。

事業	担当課
市職員の総労働時間の削減と育児休業・介護休暇制度等の定着等	人事課
市職員へのワーク・ライフ・バランスに関する研修	人事課
テレワークの導入促進等の検討・働きかけ	人事課
	統計情報課
	観光商工課

②両立支援のための取組み促進

ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組むとともに、事業者が、子育て期にある従業員に学校行事への参加を働きかける等、家庭の教育力向上に向けた社会的な機運を醸成します。また、テレワークの導入促進、新たなワークスタイルが定着するよう関係機関に働きかけを行います。

事業	担当課
テレワークの導入促進等の検討・働きかけ	人事課
	統計情報課
	観光商工課
市職員の総労働時間の削減と育児休業・介護休暇制度等の定着等	人事課
イクボスの取組み推進	市民協働課
	人事課
	観光商工課
広報紙による啓発、講座等の実施	市民協働課

重点目標3:男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭や高齢単身女性等、様々な困難を抱える女性等への支援や、 生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、誰もが健やかで生き生きとくらすことができる社会を目指 します。

<令和7年度までの数値目標>

- パートナーシップ宣誓制度の実施・・・宣誓された方への行政サービスの増加
- •「DV に関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合
 - · · · 100%

●施策の基本方向1:あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。これらの暴力を未然に防ぐとともに、各種相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

また、思いがけず犯罪等の被害に遭い、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい 状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、適切できめ細か い支援を提供します。

■主要施策

①配偶者等からの暴力防止

暴力は「犯罪」であり、「人権問題」であるとの認識が高まるよう、広報紙やホームページを活用した 意識啓発を行います。

②配偶者等からの暴力被害者への支援

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力被害者への支援を行うとともに、暴力を未然に防ぐための啓発を行います。また、関係機関の連携強化による早期発見・早期対応に努めます。

事業	担当課
被害者の緊急一時保護や自立支援の実施	市民協働課
	子ども課
女性相談員等の研修の充実等	市民協働課
相談事業の実施	市民協働課
	市民サービス課
自立支援について情報提供等	市民協働課
	子ども課

③犯罪被害者等に対する支援

警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供します。また、若年女性の性の商品化の問題等に対する取組みを図ります。

事業	担当課
犯罪被害者相談の実施	市民協働課
警察等のチラシ等による啓発	市民協働課
関係機関等が実施する相談等の周知	市民協働課
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならい	市民協働課
ん」の周知	
児童に対する性的虐待防止対策の推進	子ども課

●施策の基本方向2:困難を抱えた女性等に対する支援

女性は育児や介護等による就業の中断や就業調整の結果により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向があり、世帯類型別では、高齢単身世帯や母子世帯の貧困率が高くなっています。これらの女性をはじめ、障がいを持った女性や、言葉の障壁により生活上の困難を強いられている外国人女性等、様々な困難を抱えた女性たちの自立に向けた力を高めるために、相談事業、就労促進等、各種支援を実施します。

同性愛や性同一性障がい等の性的多様性(LGBTQ等)の方々が、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について、理解を深め、互いに認め合える社会を目指します。

■主要施策

①ひとり親家庭に対する支援

児童扶養手当の支給や医療費の助成、教育訓練給付金の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、 医療費の助成等の経済的支援等を実施するとともに、母子・父子自立支援員を配置し自立に必要な 相談支援・援助を行います。行政やNPO等の様々な関連情報の提供を通じて、ひとり親家庭を総合 的に支援します。

事業	担当課
母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談の周知	子ども課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子ども課
医療費の助成	子ども課
行政や NPO 等の様々な関連情報の提供	子ども課

②高齢女性に対する支援

求職中の中高年齢者、定年後も働き続けたいシニア世代等を対象に、就業支援に関する情報提供を行います。また、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の充実により、高齢女性を支援します。

事業	担当課
シルバー人材センターの周知	高齢介護課
地域包括ケアシステムの充実により、高齢女性を支援	高齡介護課
	市立病院

③ 障がいのある女性に対する支援

相談支援事業所やよこすか就労援助センターと連携し、障害児者一人一人の状況やニーズに応じた障害福祉サービスの提供や就労促進・職場定着の援助を行い、障害のある女性が安心して暮らすための支援を行います。

事業	担当課
障害福祉サービスの提供	福祉課
就労促進・職場定着の援助	福祉課

④外国人女性に対する支援

外国人の方にとって支障となる言葉の障壁を少しでも軽減するため、必要な行政情報を多言語で 提供等し、外国人女性の日常生活を支援します。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の三事業を一体的に実施し、申請者の生活困窮状態からの脱却と自立の促進を図ります。

事業	担当課
生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施	福祉課

⑥性的多様性(LGBTQ等)に対する支援

性的多様性について社会的な理解促進を図るとともに、各種相談等を実施します。また、性的多様性の当事者の交流事業や、研修事業の実施及び周知を行います。

なお、三浦市においては令和3年1月から取組みを始めた性的多様性の方々のほか事実婚カップルの方々も対象としたパートナーシップ宣誓制度について、さらに利用しやすい制度となるようサービスの拡充に努めるとともに、制度の浸透を図っていきます。

事業	担当課
パートナーシップ宣誓制度の普及、サービスの拡充	市民サービス課
市職員に対する性的多様性等に関する研修	人事課
	市民サービス課
	福祉課

●施策の基本方向3:生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

男女には生涯を通じて異なる健康上の問題が生じるため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解の促進を図るとともに、早い段階からの未病(※)の改善や、積極的なスポーツの推進等を通じて、市民の心身の健康を支援します。

(※)未病:人の心身の状態は、健康と病気の間で連続的に変化しており、その状態を「未病」といいます。日常の生活において、「未病改善」により健康な状態に近づけていくことが大切です。

■主要施策

①健康に対する支援

年齢により変化する女性ホルモンの影響を受ける女性が、生涯を通じて健康を保持増進できるよう、 未病改善に向けた普及啓発に取り組むとともに、妊娠や出産等のライフイベントや、思春期から更年期 等のライフステージに応じた健康相談及び健康教育等を実施します。

また、子宮頸がん、乳がん検診の受診促進等、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。

男性は、生活習慣病の原因となる飲酒や喫煙者、メタボリック・シンドローム該当者の割合が、女性より高い傾向にあります。自らの健康状態を知るとともに、健康寿命を延伸するため、未病改善等に関する情報の提供を行います。

事業	担当課
健康機器を使った測定、面接や電話、訪問による健康相談	健康づくり課
地域の会館や職場に出向いての健康相談、健康教育	健康づくり課
乳幼児健診で保護者に対する健康測定及び健康教育	健康づくり課
特定健診やがん検診、成人歯科健診の集団方式や個別方式による	健康づくり課
実施	
女性特有のがんである子宮頸がん検診無料クーポン券、乳がん検診	健康づくり課
無料クーポン券の配布等、項目ごとに受診促進のための強化事業の	
設定	
男性特有のがんである前立腺がん検診の健診受診機会の提供	健康づくり課
健(検)診の内容に応じた結果の説明と健康づくり支援	健康づくり課
健(検)診受診率向上を目的とした受診勧奨キャンペーンの実施	健康づくり課
妊産婦健康診査の支援	子ども課
健康づくりの一環として、健康に関する講義や運動等の実技、食育や	健康づくり課
栄養改善に関すること、歯科保健に関することを取り入れた内容の教	
室(講座)の開催	
健康づくりに関するチラシの作成と配布	健康づくり課
市ホームページや広報紙への健康に関する情報の掲載	健康づくり課

②自殺対策の推進

三浦市では自殺者の8割弱(平成 25 年~平成 29 年累計)を男性が占めており、特に高齢者男性の自殺者が多い傾向があります。「誰も自殺に追い込まれることのない三浦市を目指して」を基本理念として、「三浦市自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携して包括的な支援として自殺対策を推進します。

③市民が生涯にわたり輝き続けることができる取組み

一人一人が生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、それを支える基盤づくりや、 学び直し・働き方・社会参加等の取組みを促進します。

市民の心身の健康を支援することを目的として、幅広い世代がスポーツ等に触れ合う環境づくりの取組みを促進します。

また生涯学習として、市民の学習ニーズに即した系統的な学習活動や芸術、文化趣味活動を奨励し、潤いのある学習活動の機会を提供します。

事業	担当課
三浦市民交流センターが実施する市民活動支援の促進	市民協働課
学校体育施設開放の実施	文化スポーツ課
スポーツ施設運営管理	文化スポーツ課
社会教育講座の実施	文化スポーツ課

重点目標4: 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、幅広い年齢層に対し、根強い固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を行うほか、男女ともに、自らの意志で多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の社会的な基盤整備に取り組みます。

く合和7年度までの数値目標>

- ・男女共同参画という言葉の認知・・・100%
- ・男女共同参画プランの認知・・・80%
- 男女共同参画推進宣言・・・実施
- ・リーダー研修 (職場環境改善)・・・全三浦市役所管理職受講
- ・ 職員への基礎研修・・・ 全三浦市役所職員受講
- 男女共同政策立案研修 • 全三浦市役所部課受講
- ・中学校でのテーマ授業の実施・・・全生徒受講
- 保育所等の利用待機児童数・・・O人の維持
- 保育所等の保留児童数・・・O人
- 放課後児童クラブの利用待機児童数・・・〇人の維持

●施策の基本方向1:固定的性別役割分担意識等解消のための意識改革

固定的性別役割分担意識は、家庭、職場、地域等様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。この意識は、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても「男は強くあらねばならない」等のプレッシャーとなり、男性を困難な状況に追い込んでいる側面があります。また、アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)の存在により、無意識のうちに差別・区別をしていまっているおそれも多くあります。

こうした固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消を図ることで、男女ともに、多様性に富んだ自分らしい生き方ができる、男女共同参画社会の実現を目指します。

■主要施策

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

男女共同参画について理解を深めるため、神奈川県やNPO等と連携しながら、各種啓発講座等を 実施します。また、女性の人権を軽視した表現や固定的性別役割分担意識等を助長するような表現 がメディアにおいて行われることのないよう、メディアへの働きかけのあり方を検討する等、男女共同参 画社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

事業	担当課
(仮)みうら男女共同参画ニュースによる啓発	市民協働課
市職員に対する男女共同参画研修	市民協働課
	人事課
男女共同参画講座の実施	市民協働課

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

男女共同参画に関する調査研究や情報発信を行うとともに、行政資料等を収集・整理し、市民の利用に供します。

事業	担当課
(仮)みうら男女共同参画ニュースによる啓発	市民協働課

●施策の基本方向2:子ども・若者に向けた意識啓発

共働き世帯が増加する一方で、依然として根強い固定的性別役割分担意識等が解消されていません。

早い時期から男女共同参画への意識を育み、固定的性別役割分担意識等にとらわれず、個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、スクール・セクハラの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

■主要施策

①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

各小・中学校に配置された人権教育担当教諭を中心に、男女共同参画をテーマとした人権教育を 推進します。また、中学校の公民の授業において、男女共同参画社会の基本等について学びます。

事業	担当課
各小・中学校における男女共同参画をテーマとした人権教育の推進	学校教育課
(仮)みうら男女共同参画ニュースによる啓発	市民協働課

②学校現場における基盤整備

スクール・セクハラについて、校長会等で周知するとともに、各小・中学校において、教職員に指導の 徹底を行っています。今後も、同様の施策を実施します。

事業	担当課
校長会等で周知、教職員への指導の徹底	学校教育課

●施策の基本方向3: 育児・介護等の基盤整備

近年、M字カーブ(日本の女性の世代別労働力率をグラフ化した時に、学校卒業後の 20 歳代でピークに達し、その後 30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇します。このグラフがアルファベットの「M」に似た曲線を描く傾向が見られます。「M 字カーブ」とはこのグラフの形態を指し、女性の就業状況の特徴を表しています。)については改善傾向にありますが、第1子の出産を機に離職する女性や、介護・看護を理由とする離職者が依然として多い等、育児・介護等の基盤整備は、男女共同参画社会の実現に向けた最重要課題の一つです。市民アンケートにおいても、「保育・介護の施設やサービスの充実」は、「男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき施策」のトップとなっています。

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、子育てや介護等に関する福祉サービスを充実し、男女共に子育て等の負担の軽減を図ります。

■主要施策

①育児等の基盤整備

全国的に保育所入所待機児童の解消が大きな問題となっていますが、共働き家庭の増加等に対し、 多様化する様々なニーズに対応するため、延長保育や一時保育等の保育所の機能の更なる充実を 図っていくことを目指します。

事業	担当課
通常保育での待機児童の解消	子ども課
民間保育所への支援	子ども課
延長保育への支援	子ども課
夜間、休日、病後児保育の検討	子ども課
放課後児童クラブへの継続支援	子ども課
ファミリーサポートセンターの運営	子ども課

(※)ファミリーサポートセンターとは、子育てのお手伝いをしてくださる方とお手伝いをしてほしい方を橋渡しすることにより、地域の中の子育てを支援する相互援助活動です。

②介護の基盤整備

急速に高齢化が進行する中で、高齢者の介護を担う方の負担を軽減するため、必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムの構築や、これからも住み慣れた地域で安心して生活ができるように、介護の基盤整備を図ります。

事業	担当課
認知症高齢者や家族に対する支援	高齢介護課
地域包括支援センターの総合相談支援	高齢介護課

重点目標5:推進体制の整備・強化

神奈川県や民間企業等、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、目標の達成に向けた効果的な計画の進行管理を行います。

●施策の基本方向1:多様な主体との協働

プランの取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会に向けた働きかけを地域的な広がり、さらには社会的なうねりとしていくためには、神奈川県、NPO、民間企業等との連携・協働は欠かせません。多様な主体と緊密に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

●施策の基本方向2:男女別統計の促進

経済状況をはじめ、家族形態やライフスタイル等、男女共同参画社会をとりまく状況は、時代に応じて変化しています。計画の推進に当たっては、これらの状況を常に正確にとらえ、課題分析を行い、施策に反映させていく必要があります。

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施に当たっては可能な限り男女別統計(※)でデータを把握するよう努めます。

(※)男女別統計:男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す 影響を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)(内閣府男女共同参画局ホームページより抜 粋)

●施策の基本方向3:進行管理

計画の進行管理・評価、また意見の提供は、三浦市男女共同参画社会形成推進会議及び三浦市 男女共同参画懇談会が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。また、毎年度、男女共同参画推 進プランの進捗状況をとりまとめ、結果を公表します。